とろポポロ保育園　重要事項説明書

１　施設運営者

名　　　　　　称	株式会社プラクシスキッズ
所　　在　　地	さいたま市浦和区高砂 4-4-12 306
電　話　番　号	０４８‐７６４‐８１４９
代　表　者　氏　名	代表取締役　　奥野　敏夫

２　施設の目的及び運営の方針

施　設　の　目　的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、 保育事業を行うことを目的とする。
運　　営　　方　　針	子どもを育て、その限りない可能性を育むことができるのは、ご家族とそれを取り巻く地域社会です。 私どもは子供とご家族を支える最も身近な地域コミュニティであることを目指します。

３　提供する保育の内容

名　　　　　　称	とろポポロ保育園
所　　在　　地	さいたま市北区土呂町二丁目９番 10 号
電　話　番　号	048-669-5210
認　可　年　月　日	令和３年4月1日
施　設　長　氏　名	仲谷　晴美
職　　員　　数	15 人
取扱う保育事業の種類	保育、延長保育

４　職員の職種、員数及び職務の内容

職　　種	員　数	職　務　の　内　容
施設長	１人	保育運営責任者
主任保育士	１人	園長補佐
保育士	１１人	保育士有資格者

栄養士	１人	栄養管理
調理員	２人	給食調理
事務員	１人	施設事務処理
※その他、必要に応じて増配置する。		

５　保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	７時００分から２０時００分まで
標準時間	７時００分から１８時００分まで
	延長保育は月曜日から金曜日のみ １８時００分から２０時００分まで ※土曜日の延長保育の実施はありません。 ※ ０歳児クラスの延長保育はありません。
短時間	８時３０分から１６時３０分まで
	延長保育は月曜日から金曜日のみ ７時００分から８時３０分まで １６時３０分から２０時００分まで ※土曜日の延長保育の実施はありません。 ※ ０歳児クラスの延長保育はありません。
休所日	日曜日・祝祭日及び１２月２９日から１月３日まで

６　利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由・金額
保育料	保育料はお住まいの自治体が決定します。
延長保育料（標準）	・1時間利用　スポット：３００円、月極：3,０００円 ・2時間利用　スポット：６００円、月極：6,０００円
延長保育料（時短）	・1時間半利用　スポット：６００円、月極：6,０００円 ・3時間半利用　スポット：1，２００円、月極：12,０００円
実費徴収	主食費　2,5００円／月（対象３歳児クラス以上） 副食費　4,6００円／月（対象３歳児クラス以上） 園帽　1,35０円 連絡帳　22０円 お道具箱　3,6００円　（対象３歳児クラス以上） 体操服　4,85０円　（対象３歳児クラス以上） 保育材料費　３００円／月（対象１歳児クラス以上）

	行　事　費（遠足等／実費）
上　乗　せ　徴　収	英　　　語　1,100円／月（対象１歳児クラス以上） リトミック　1,100円／月（対象３歳児クラス以上） 卒園準備金　1,000円／月（対象５歳児クラス）

７　小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年　齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合　計
定　員	３人	６人	６人	１０人	１０人	１０人	45人

※ 生後５７日から預かります。

８　施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事　項	内　容
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、１２時までにご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師による治癒証明の確認後登園となります。 その他感染症等により、園児または園児の同居家族の感染が確認された場合は、さいたま市及び関係機関の指示・見解を考慮の上、登園を控えてください。 再登園についても同様とします。
けがについて	骨折や重度の捻挫等、日常の集団保育に支障をきたすと判断された場合は、登園を控えてください。
発熱のある場合について	登園前に熱が３７．５℃以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
入園時に用意するもの	（例）布団カバー等、コップ、歯ブラシ（必要時に交換していただきます）

毎日持参するもの	（例）タオル・エプロン・着替え等

◎ 別紙参照

９　緊急時等における対応方法

（１）保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

（２）保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

嘱託医	内科	むらのひがしクリニック　　　村岡　東子先生
		さいたま市北区大成町４－３１８－３ 電話　048-788-1781
	歯科	歯科ながしまクリニック　　　長島　光志先生
		さいたま市北区宮原町１－１６９－１ 電話　048-652-4182
消防		北消防署
		さいたま市北区宮原町 4-66-14 電話　048-654-3456
警察		大宮警察署
		さいたま市大宮区北袋町 1-197-7 電話　048-650-0110

１０　非常災害対策

消防計画作成（変更）届出書	さいたま市北消防署 防火管理者　　氏名　田中　清実
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月１回以上）を実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常通報装置・誘導灯・避難器具・消火器・カーテンの防炎処理
避難場所	第１避難場所・・・神明西公園 第２避難場所・・・市民の森 見沼グリーンセンター

１１　災害時の保育園の時間短縮、休園について

地震、水害、甚大な被害が想定される台風等の自然災害が発生した場合、さいたま市役所からの指示により保育時間の短縮、若しくは休園などになる場合があります。

１２　虐待の防止のための措置に関する事項

（１）設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

（２）児童虐待の防止等に関する法律第５条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

（３）児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年行政主催研修に職員派遣、受講させています。

１３　その他保育施設の運営に関する重要事項

事　項	内　容	
主な一日のスケジュール	7:00～ 9:00	登園
	9:20	朝の会
	9:30	午前おやつ（１、２歳児のみ）
	10:00	一斉活動
	11:30	給食
	12:30～15:00	午睡
	15:30	午後おやつ（１歳以上児）
	16:00	帰りの会
	16:30～お迎え	自由遊び
	18:00～20:00	延長保育
食事の提供について	昼食・おやつ	毎日自園調理し児童に提供します。保護者の方へは、前月末日頃に翌月の献立表をお配りします。
	アレルギー対応	使用する食材の中でアレルギーな

		どで食べられないものがありましたら、さいたま市指定用紙にてご提出ください。 ご相談のうえ、除去するなどの対応を取ります。 （例）卵・牛乳・そば・魚介類
	衛生管理等	集団給食施設届け出をさいたま市保健所へ提出済です。 水質検査を年１回実施。 調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。
定期保育利用について（利用定員調整）	定員については、運営状況を鑑みて、さいたま市と協議の上、保育利用定員の調整を行う場合があります。	
差し入れ・お土産等のご遠慮について	園および職員へのお土産や差し入れ等は、公平性の観点からご遠慮いただいております。年度末の贈り物や職員自宅へのお届け物もお控えいただきますよう、お願いいたします。	

１４　保険について

傷害保険	死亡後遺障害 100 万円、入院（日額）1,000 円
賠償責任保険	１事故につき３億円　１名につき 3,000 万円

１５　苦情窓口

当保育所	窓口設置場所	とろポポロ保育園
	窓口開設時間	９時００分から１８時００分まで
		※メールは随時受付します。
	苦情解決担当者	池田　菜夏
	苦情解決責任者	仲谷　晴美
	受付方法	窓口、電話、メール
		電　話：048-669-5210
		メール：jimu.toropoporo@gmail.com

１６　福祉サービス苦情解決制度

とろポポロ保育園では、保育園の苦情解決担当者、苦情解決責任者に苦情や改善の希望等を申し出ることができます。また、福祉サービス苦情調整員へ直接申し出ることもできます。

福祉サービス 苦情調整委員	平澤 FP 事務所 ℡：０３－５４９７－１３４５ 平澤　朋樹
	特定非営利活動法人三楽 ℡：０４８－６７８－５６７８ 遠藤　隆一

１７　個人情報の保護に関する基本方針
当園では、職員に対して個人情報保護のための教育を定期的に実施しています。業務上知り得た園児及びその保護者の情報を厳重に管理し秘密を保持します。

１８　カスタマーハラスメント防止について

当園では、当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動(カスタマーハラスメント)を保護者がした場合、事案の性質に沿って、警察、弁護士等の外部関係諸機関に相談し、協力をあおぎながら毅然とした対応を取ります。

【カスタマーハラスメントの一例】
（１）精神的な攻撃
- 人格を否定するような言動を行った場合。
- 侮辱的な言動を行った場合。
- 長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責した場合。
- 事実ではない事柄や事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどの書き込み及び拡散した場合。

（２）過大な要求
- 当園が定める方針、規定を逸脱した提供できない保育を要求した場合。

（３）個の侵害

・保育、教育に関係する職員のプライベイト情報(住所、学歴、家族構成等)を聞き出そうとした場合、又は連絡先の交換の強要(SNS、ライン等含む)。

（４）運営外での保育の強要

・保育時間を過ぎても保育園に連絡がない場合、また、自己都合で時間外保育を複数回に渡り繰り返し利用、強要をする場合。
・運営外(園外)で必要以上に職員との接触を求め、一方的な考え、意見等を訴求し、職員及び園運営に支障を招いた場合。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年４月１日から一部改訂する。
この規定は、令和５年４月１日から一部改訂する。
この規定は、令和５年８月１日から一部改訂する。
この規定は、令和６年４月１日から一部改訂する。
この規定は、令和６年６月１日から一部改訂する。
この規定は、令和７年４月１日から一部改訂する。
この規程は、令和８年４月１日から一部改定する。